

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告  
下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年5月29日

高松法務局

登記官 松 浦 孝 二

## 記

### 1 手続番号

- (1) 第4700-2025-0051号
- (2) 第4700-2025-0052号
- (3) 第4700-2025-0053号
- (4) 第4700-2025-0056号

### 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 木田郡三木町大字氷上字東青岸3718番1
- (2) 木田郡三木町大字氷上字東青岸3718番2
- (3) 木田郡三木町大字氷上字東青岸3718番3
- (4) 木田郡三木町大字氷上字嶽4597番30